

湯前町国土強靭化地域計画

令和2年3月

湯前町

目 次

はじめに 1

　1 計画策定の趣旨

　2 計画の位置づけ

第1章 基本的な考え方 4

　1 基本目標

　2 強靭化を推進する上での基本的な方針

第2章 本町の地域特性 6

　1 地理的特性

　2 自然環境

　3 本町における災害リスク

第3章 脆弱性評価 14

　1 評価の枠組み及び手順

　2 評価の結果

第4章 強靭化の推進方針 18

【別紙】

脆弱性評価結果 49

【別冊】

推進方針に基づく取組等一覧表

はじめに

1 計画策定の趣旨

本町では、これまで数多くの自然災害に見舞わされてきた。

近年では、平成 16 年の台風 16 号により国道 219 号が崩落し、住民のライフラインである水道管が被災、熊本県を通じ自衛隊派遣を要請、給水支援を行った。

また、平成 28 年発生した「平成 28 年（2016 年）熊本地震」（以下「熊本地震」という。）では震度 4 を記録している。

県内では、平成 11 年の台風 18 号による高潮災害、平成 15 年の県南地域における土砂災害、平成 24 年の熊本広域大水害など、多くの風水害が発生した。

熊本広域大水害の際、熊本県においては、「被災された方々の痛みを最小化すること」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指すこと」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげること」からなる「復旧・復興の 3 原則」を掲げ、復旧・復興に取り組んできた。この中で、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「国土強靭化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靭化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、「熊本地震」においては、わずか 28 時間の間に、2 度にわたり震度 7 の激烈な地震が熊本の地を襲った。同一地域で震度 7 を 2 度観測したのは、我が国観測史上初めてのことである。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

湯前町は、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、町地域防災計画の見直しを行うな

ど、災害に対する備えの強化に取り組んでいるところである。

今後、再び熊本地震や熊本広域大水害のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靭化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「湯前町国土強靭化地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

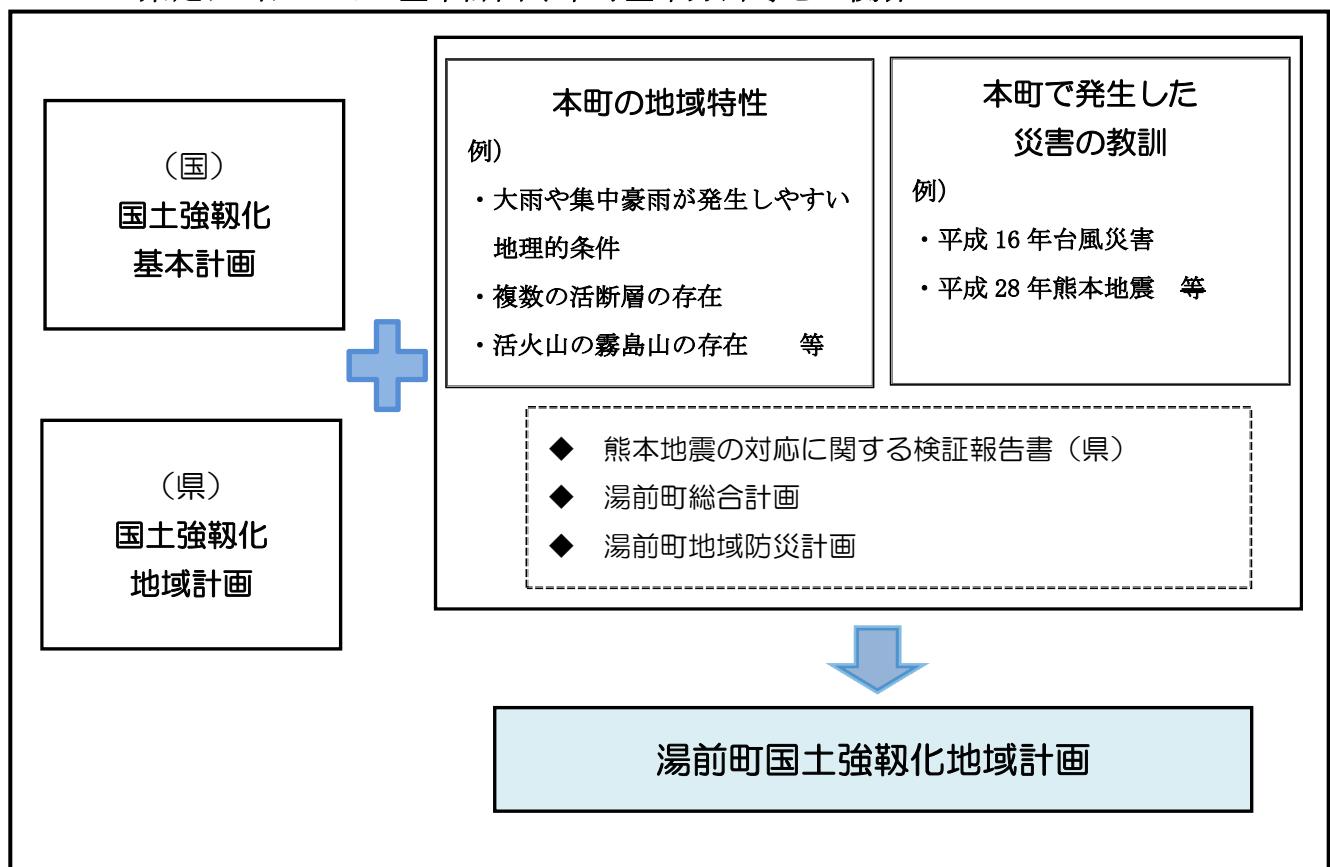
国土強靭化基本法第 13 条の規定に基づき、本町における国土の強靭化の指針として「湯前町国土強靭化地域計画」を策定する。

地域計画の策定に当たっては、国の基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

地域計画は、熊本地震の検証、同検証を踏まえて改正された湯前町地域防災計画や本町の基本方針である「湯前町総合計画（総合計画）」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

＜策定に当たっての基本計画や本町基本方針等との関係＞



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靭化基本法第14条において、市区町村の国土強靭化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靭化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靭化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。また、県全体で強靭化に取り組んでいくため、熊本県の地域計画とも相互に調和を図ることも必要である。

このため、本計画では、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として策定している「湯前町総合計画」や町民の生命・身体および財産を災害から保護し、社会公共の福祉増進に資することに策定している「湯前町地域防災計画」を念頭に置き、湯前町が強靭化を推進するうえでの基本目標として、次の5つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 強靭化を推進するまでの基本的な方針

国土強靭化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靭な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靭化に向けた取組姿勢

- ① 湯前町の強靭性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成

長につなげるとともに、各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。

- ④ 大規模災害に備え、県及び県内他市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効率的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国及び県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靭化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 湯前町の地域特性

1 地理的特性

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側が海に面している。北は筑肥山地を境に福岡県と接している。熊本県の中部から南部にかけては山岳地帯が多く、東は九州の脊梁をなす九州山地により大分県、宮崎県と、南は国見山地を挟んで鹿児島県とそれぞれ接している。

本町は、人吉市から東へ約 24 km、人吉盆地の東端に位置する。町の総面積は 48.37 km² であり、北側は一級河川球磨川を挟んで水上村、西から南側は多良木町、東は九州山地を隔てて宮崎県児湯郡西米良村とそれぞれ接し、町の中心部から熊本市まで 118 km、宮崎市まで 120 km、鹿児島市まで 110 km となっている。

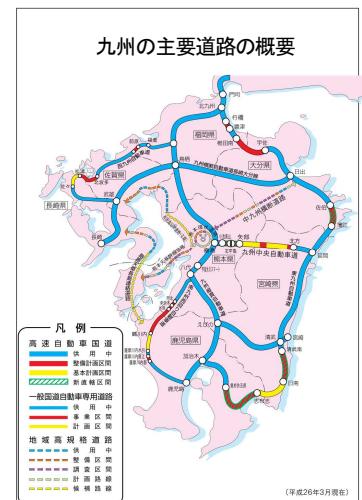
交通は、基幹道路として国道 219 号が中央を東西に走り、国道 388 号も中央より北に走っていて、これらの国道を軸として 3 路線の県道が隣接町村を結んでいる。

一方、熊本県は九州のほぼ中央に位置しているが、熊本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークについては、九州の縦軸（南北方向）となる九州縦貫自動車道が完成していることに対し、九州の横軸（東西方向）を形成する九州中央自動車道等にはミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）があり、ネットワーク形成には至っていない。

さらに、熊本地震を経験し、道路の多重性（リダンナンシー）確保の重要性が改めて認識されたところである。

これらを踏まえ、熊本県と宮崎県や大分県を結び、九州の横軸（東西方向）を形成する九州中央自動車道や中九州横断道路の整備が進められている。

また、西岸地域で熊本県と各県を結ぶ南九州西回り自動車道路、さらに有明海沿岸道路の整備が進められている。



2 自然環境

（1）湯前町の気候

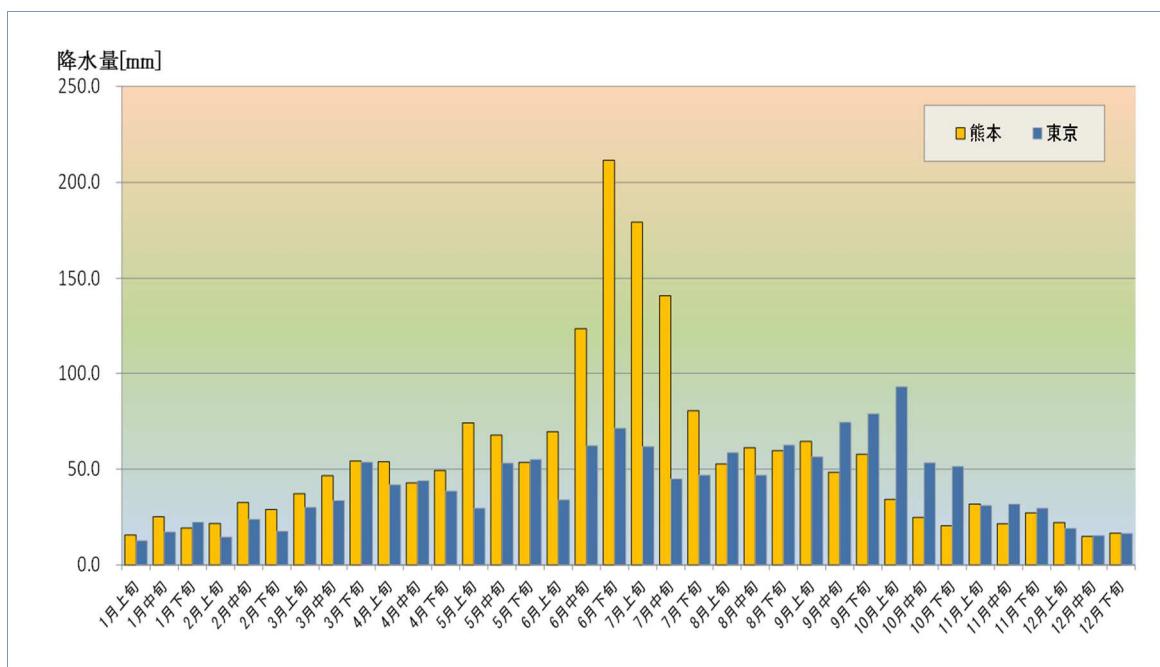
球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっている。

(2) 湯前町の降水量

湯前町は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。

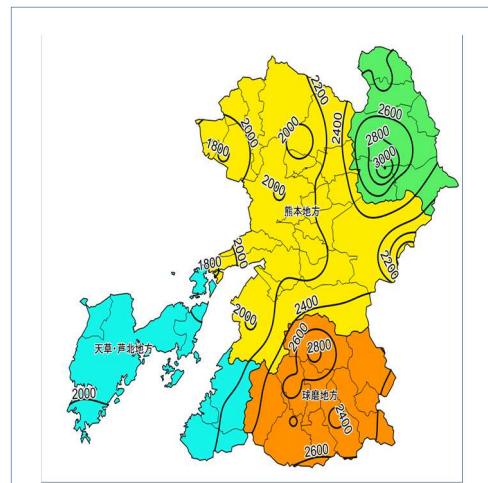
特に、梅雨時期の降水量は多く(6月～7月の2ヶ月間に、年間降水量の約4割が降る)、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

(参考：東京都との年間降水量の比較)



(気象庁資料を参考に県作成)

熊本県の年間の降水量を見ると、九州山地の西側にあたる阿蘇地方、球磨地方で多く、特に阿蘇山付近では3,200 mmに達している。その雨水が大地を潤し、熊本の豊富な地下水資源となっている。その他の平野部でも2,000 mm前後の雨が降る。

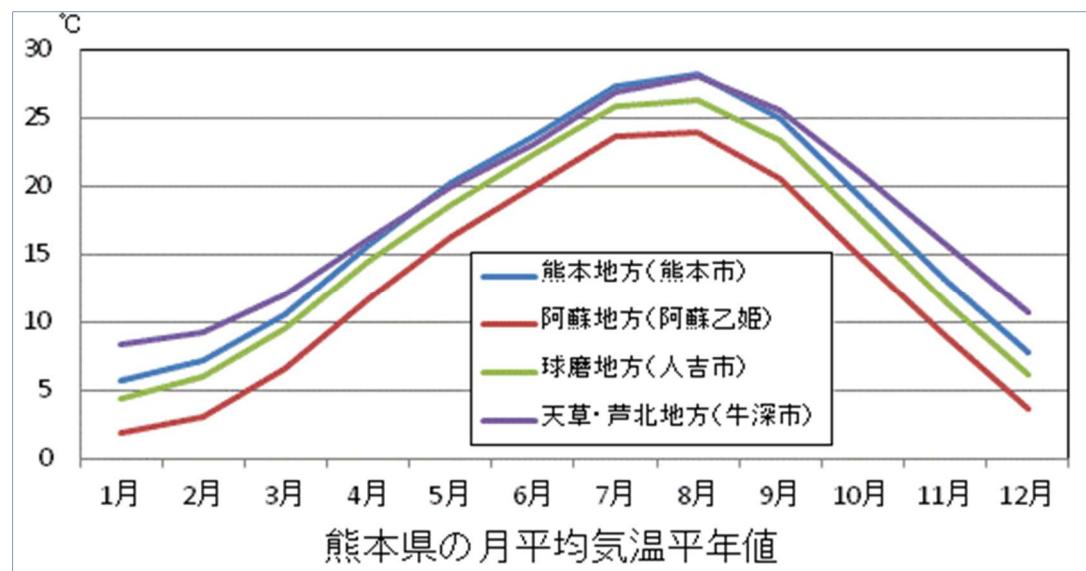


熊本県の年間降水量分布図 単位 (mm)

(出典：熊本地方気象台)

(3) 球磨地方の気温

球磨地方の平均気温は13°C~15°Cで、夏は暑く冬は寒い内陸性の気候となっている。



(出典：熊本地方気象台ホームページ)

3 本町における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大気による水害

第2章1で示した地理的特性から、熊本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。

熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。このような地形により、球磨地方では球磨川の上流域で、大雨が降りやすい。

平成24年(2012年)7月に発生した熊本広域大水害では、阿蘇外輪山上空で次々と積乱雲が発生し、線状降水帯が形成されたことにより24時間で500mmを超える大雨となった。

梅雨期に相当する6月～7月の2ヶ月間の降水量(1981年～2010年の平年値)は、山間部は1000mm以上の多雨域となっている。

また、近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

熊本県では、平成15年(2003年)7月の県南集中豪雨災害では、水俣・芦北地域を中心とした局地的な豪雨により、水俣市で甚大な土砂災害が発生し、19名の人命が失わ

れた。また、平成 24 年（2012 年）7 月の熊本広域大水害では、阿蘇地域や熊本市で甚大な土砂災害や浸水被害を引き起こし、特に阿蘇地域では 25 名の死者・行方不明者が発生した。さらに、平成 28 年（2016 年）6 月の大雨災害では、県内各地に熊本地震と関連した土砂災害をもたらし、5 名の人命が失われた。

② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんであるが、遠浅で V 字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

平成 3 年（1991 年）9 月に九州西海上を北上し九州に上陸した台風第 19 号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。また、平成 11 年（1999 年）9 月に天草諸島を通過して熊本県に上陸した台風第 18 号は、八代海周辺に甚大な高潮災害をもたらした。特に、宇城市不知火町（旧宇土郡不知火町）では大規模な高潮が発生し、12 名の人命が失われた。また、本町では平成 16 年（2004 年）台風 16 号の接近に伴い、基幹道路の国道 219 号が崩落、2 名の負傷者が出了。また、崩落現場付近を通る上水道管が破損し、町内約 90% が断水する恐れがあるとして、県を通じ自衛隊派遣を要請し車両 37 台と隊員 87 名の派遣を要請した。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和 20 年の阿久根台風や昭和 26 年のルース台風のように 10 月に上陸することもある。

[参考 1] 過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）

西暦(和暦)	種類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13（昭和2）	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者 423 人、全半壊 1,978 戸、浸水 334 戸
1953.6.26～28（昭和28）	豪雨による大水害	県下全域	死者 563 人、全半壊 8,367 戸、浸水 88,053 戸
1957.7.26（昭和32）	豪雨による水害	金峰山系 等	死者 183 人、全半壊 284 戸、浸水 10,832 戸
1972.7.3～6（昭和47）	豪雨による水害	天草上島 等	死者 123 人、全半壊 973 戸、浸水 37,583 戸
1982.7.23～25（昭和57）	豪雨による水害	県下全域	死者 23 人、全半壊 183 戸、浸水 24,574 戸
1984.6.21～7.1（昭和59）	豪雨による水害	特に五木村	死者 16 人、全半壊 6 戸、浸水 578 戸
1990.6.28～7.3（平成2）	豪雨による水害	県下全域	死者 17 人、全半壊 217 戸、浸水 7,563 戸
1991.9.27（平成3）	台風による被害	県下全域	死者 4 人、全半壊 1,889 戸、浸水 24 戸
1999.9.23～24（平成11）	台風による被害	県下全域	死者 16 人、全半壊 1,818 戸、浸水 1,925 戸
2003.7.20（平成15）	豪雨による水害	県南部	死者 19 人、全半壊 25 戸、浸水 503 戸
2012.7.12（平成24）	豪雨による水害	県下全域	死者 25 人、全半壊 1,462 戸、浸水 582 戸
2016.6.19～25（平成28）	豪雨による水害	県下全域	死者 5 人、全半壊 130 戸、浸水 645 戸

(2) 地震災害

①本町に影響を及ぼす主要活断層

本町に影響を及ぼす主要活断層としては人吉盆地南縁断層、日奈久断層帯、布田川断層帯、緑川断層帯、出水断層帯、別府一万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（平成29年1月1日現在）

平成28年4月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野一白旗区間の活動、マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野一白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野一白旗区間）沿いで長さ約6km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約2.2mの右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか28時間以内に震度7の地震が2度発生したこと、また前震（平成28年4月14日）・本震（平成28年4月16日）以外にも最大震度5弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で21回発生したことがある（平成29年9月30日時点）。特に、発災後15日間（2週間）において震度1以上を2,959回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の230回、新潟県中越地震の680回と比べて多い。

[参考2] 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（宇土区間）	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（布田川区間）	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯（八代海区間）	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯（日奈久区間）	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯（高野一白旗区間）	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯（別府湾-日出生断層帯/東部）	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯（別府湾-日出生断層帯/西部）	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯（大分平野-湯布院断層帯/東部）	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯（大分平野-湯布院断層帯/西部）	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯（野稻岳-万年山断層帯）	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3%（最大2.6%）
別府・万年山断層帯（崖平山-龜石山断層帯）	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

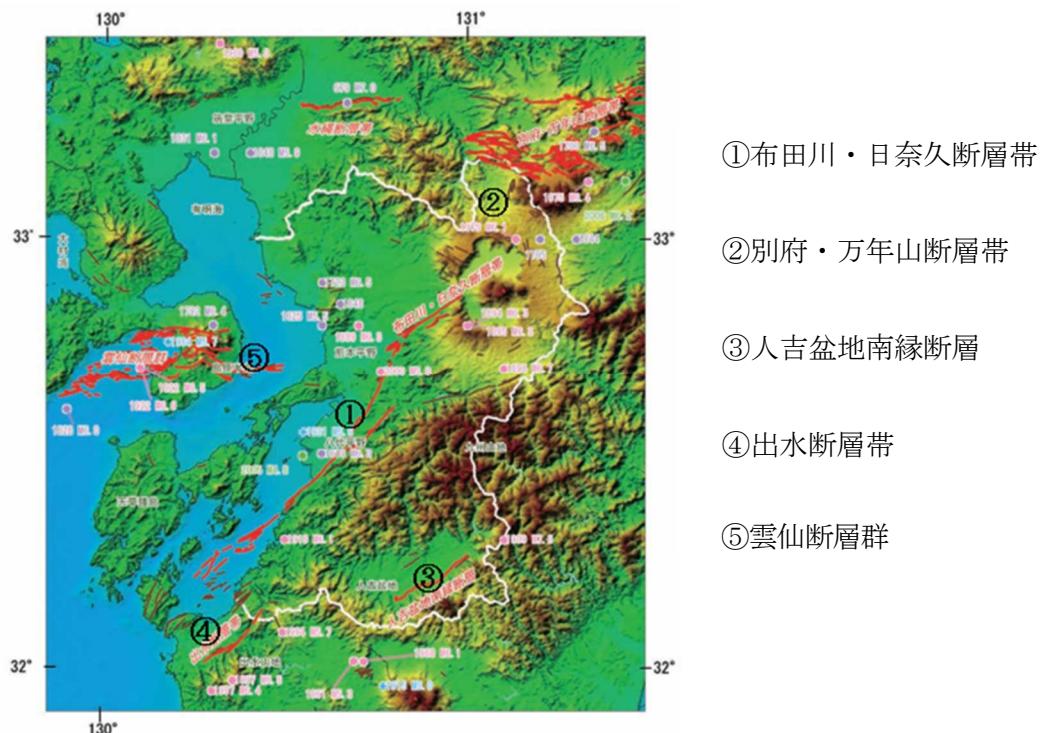
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典: 主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

[参考3] 熊本周辺の主要活断層



② 南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政南海地震及び昭和21年（1946年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約35,000人、全壊建物が約89,000棟、大分県で死者21,923人、全壊建物が30,095棟などの被害が想定されている（注1、注2）。

本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成25年12月）に基づき、県内の10市町村（注3）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は死者120人、建物の全壊18,900棟などの結果となっている。

（注1）（出典）宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

（注2）（出典）大分県地震津波被害想定調査結果

（注3）宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

【参考4】過去の主な地震・津波災害

西暦(和暦)	地 域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5～6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大（後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m）
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5（阿蘇山）
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強（菊池市旭志）
2016.4.14 (平成28) 〔前震〕（注）	熊本地方	M6.5	人的被害：死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害：197,042棟（全壊8,664棟 半壊34,364棟） (平成29年9月13日時点)
2016.4.16 (平成28) 〔本震〕（注）	熊本地方	M7.3	

（注）平成28年（2016年）熊本地震の震度（震度6弱以上を観測した県内市町村）

〔前震時の震度〕	震度7（益城町） 震度6弱（熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町）
〔本震時の震度〕	震度7（益城町、西原村） 震度6強（熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町） 震度6弱（八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町）

(3) 霧島山噴火

熊本県では近年も火山による災害が発生している。

火山活動によって本町に被害をもたらす可能性のある火山として霧島山があり、霧島山が噴火すれば、空振や風向きによっては、降灰により町内全域に被害が及ぶ可能性もある。

平成 23 年（2011 年）には、約 50 年ぶりに新燃岳が爆発的噴火をして町内でも降灰を確認できたため、農作物等に被害が生じる恐れもある。

[参考 6] 霧島火山で大きな被害の記録が残っている主な噴火活動

発生年	発生場所	火山活動の状況	災害状況
788	御鉢	噴火、溶岩流、火碎流、降下火碎物	霧島神宮焼失
1235	御鉢	噴火、溶岩流、火碎流、降下火碎物	社寺什宝焼失
1566	御鉢	噴火、降下火碎物	死者多数
1716-1717	新燃岳	爆発的噴火、火碎流、泥流、降下火碎流	死者 60 名以上
1959	新燃岳	爆発的噴火（水蒸気爆発）、降下火碎物	森林、農作物被害
1895	御鉢	爆発的噴火、降下火碎物	死者 4 名
1896	御鉢	爆発的噴火、降下火碎物	死者 1 名
1900	御鉢	爆発的噴火、降下火碎物	死者 2 名
1923	御鉢	爆発的噴火、降下火碎物	死者 1 名
2011	新燃岳	爆発的噴火、降下火碎物	森林、農作物被害

〔出典：宮崎県国土強靭化計画より〕

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、41の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大事故の多発
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-3	防災拠点の被災による機能の大幅な低下

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中止等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力共有ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	町内での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散、流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による地域経済への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各課において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③強靭化推進方針に基づく事業等をとりまとめる。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（B C P）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靭化に向けた取組みの実施主体は、国、県、他市町村、防災関係機関、民間事業者、N P O、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、本町だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、N P O、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時においては、民間事業者やN P O等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の熊本広域大水害や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靭化の推進方針

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。さらに、活火山である霧島山が存在し、近年も噴火警戒レベル3（入山規制）の噴火等が発生している。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1－1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設水道課】

- 町内全ての住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、耐震改修等に補助金を交付する。また、住宅耐震改修に対する町民への啓発を推進する。

(宅地の耐震化) 【建設水道課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を推進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設水道課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した災害に強く安全なまちづくりを推進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部と協力し、普及を図る。

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務課・建設水道課】

- ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、L Pガス事業者においてはL Pガス容器の

転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

(家庭・事業所における地震対策)【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、整備済みの各種マニュアルにより、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務課】

- 町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート及び防災情報共有システムを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(過去の教訓や経験の伝承)【総務課・教育課】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、町内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、

広く発信する。

(交通施設の耐災性の強化) 【企画観光課】

- 大規模災害時、鉄道等の交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを推進する。

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

【総務課・建設水道課・教育課・企画観光課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を推進する。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理を推進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)

【総務課・建設水道課・企画観光課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、非構造部材も含めた耐震化に向けて、県の制度を活用した財政的な支援を実施する。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、各消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート及び防災情報共有システムを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）【総務課・教育課】（再掲）

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、町内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（1－3）台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【総務課・建設水道課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハンド対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムや防災情報共有システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を行う。

（円滑な避難のための道路整備）【建設水道課】（再掲）

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、県統合型防災情報システム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを推進する。
- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を行う。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の

災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。

- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート及び防災情報共有システムを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

(1－4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(山地・土砂災害対策の推進) 【総務課・建設水道課・農林振興課】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防

施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定された区域に対し、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を推進する。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、整備済みの各種マニュアルにより、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

(1－5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート及び防災情報共有システムを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務課】(再掲)

- 避難勧告等が適切に発令されるよう、県統合型防災情報システム等を用いて、避難勧告等の発令に必要な情報を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを推進する。

- 避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、IP 告知端末等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

(要支援者対策の推進) 【保健福祉課】

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、本町による避難行動要支援者名簿の見直しや個別計画の策定及び見直しを推進する。

(観光客の安全確保等) 【企画観光課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を推進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談口の開設や町ホームページでの発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育課】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】 (再掲)

- 事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(本町での備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、本町の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」等により供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(水道施設の耐震化等) 【建設水道課】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、本町におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進するとともに、国庫補助を活用した水道施設の耐震化を推進する。

(医薬品・医療機器等の確保対策) 【保健福祉課】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、県医薬品卸業協会及び県医療機器協会等と締結している協定内容に関し、運用面の確認や緊急供給体制の整備など、災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所等の見直し) 【総務課・保健福祉課】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、本町において福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化) 【総務課・保健福祉課・教育課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、本町が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水整備（浄水器）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

(指定避難所等の周知徹底) 【総務課・保健福祉課】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

(避難所運営体制の構築) 【総務課・保健福祉課・教育課】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを行う。

- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【保健福祉課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、市町村や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、周知を図る。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自主防災組織、消防団、N P O、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(災害時の活動拠点等の整備) 【総務課・建設水道課】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

(2－3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する市町村等と連携した取組み) 【総務課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、ヘリやドローン等を活用した防災訓練等に取り組む。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【農林振興課・建設水道課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(地域コミュニティの維持) 【総務課・企画観光課・保健福祉課・農林振興課】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【総務課・農林振興課】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や保安林については、必要に応じて関係機関に事業要望を行う。また、砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等に対し、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

(農業用排水施設の更新整備及び保全管理) 【農林振興課】

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

(2-4) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、応援部隊の受入体制を受援計画により行う。

- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、整備済みの各種マニュアルにより、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、県内市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を推進する。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】(再掲)

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(活動に必要な燃料の供給) 【総務課】

- 町外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を進める。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-6) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、物質供給可能な民間事業者との協定の締結を推進する。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画観光課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報発信体制の強化を推進する。

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(B C P等の作成) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動を続けられるよう、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すまでの対応を盛り込んだ業務継続計画（B C P）及び病院防災マニュアルの作成を促進するとともに、災害時医療救護マニュアルを整備する。

(医療救護活動の体制整備) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関し締結している協定により、救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

(実働機関のヘリコプターの活用) 【総務課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするために、緊急用ヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-8) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【保健福祉課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【保健福祉課】 (再掲)

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒ガイドライン（仮称）を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、市町村や災害ボランティア等、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【保健福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活用水の確保) 【総務課・建設水道課・教育課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを推進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。

(下水道BCPの充実) 【建設水道課】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する

(3-1) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】

- 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を熊本県警に要望する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を熊本県警と連携して行う。

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（B C P）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や湯前町地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等によるネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とB C Pの策定) 【教育課】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営

への協力、市町村の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（B C P）の策定を推進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務課】

- 本町の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を推進する。

(応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

(防災訓練の実施) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、人事異動前の研修実施や、災害対応課OB職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

(3－3) 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。

- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者との協定締結を進める。
- 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または県内市町村等との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、IP 告知端末等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、IP 告知端末等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯済したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、道路の計画的な整備を進めるとと

もに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中止等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート及び防災情報共有システムを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや町ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(通信手段の機能強化) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、IP告知端末等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるBCP策定促進) 【企画観光課】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期

に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別B C Pへの改訂等を支援する。

（金融機関や商工団体等との連携）【企画観光課】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を促進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設水道課】（再掲）

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【総務課・建設水道課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

（5－2）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給に向けた道路整備）【建設水道課】

- 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（5－3）農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【農林振興課】

- 地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

（災害時の集出荷体制の構築）【農林振興課】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道

の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農林振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を推進する。

(共済加入の促進) 【農林振興課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

(5-4) 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるB C P策定促進) 【企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別B C Pへの改訂等を支援する。

(5-5) 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

(他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」等により供給体制の多重化、強化を図る。

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】(再掲)

- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

(災害時の活動拠点等の整備) 【総務課・建設水道課】(再掲)

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、防災機能強化に向けた整備を進める。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【建設水道課】(再掲)

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、本町におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した水道施設の耐震化を推進する。

(応急給水体制の整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を

確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【総務課・建設水道課・教育課】(再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを推進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

(上水道BCPの策定) 【建設水道課】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画(BCP)策定に向けた取組みを実施する。

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【建設水道課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。また、本町の下水道施設等の耐震化等を推進する。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、本町において、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進するとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

(浄化槽の整備等) 【建設水道課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。

(下水道BCPの充実) 【建設水道課】(再掲)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画観光課】 (再掲)

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報発信体制の強化を推進する。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。
- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設水道課・農林振興課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(6-5) 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【建設水道課】 (再掲)

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【総務課・保健福祉課・建設水道課・教育課】 (再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを推進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 町内での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課】(再掲)

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した、災害に強く安全なまちづくりを推進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防本部と協力し、普及を図る。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務課】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

(自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を受援計画により行うとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】(再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、県内市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を推進する。

(7-2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(被災建築物等の迅速な把握) 【総務課・建設水道課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を熊本県警に要望する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を熊本県警と連携して行う。

(7-3) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農林振興課】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的に必要な更新整備を行う。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を行う。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設水道課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【保健福祉課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国及び事業者と連携した取組みを進める。

(アスベスト対策) 【保健福祉課】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を推進する。

(N B C災害に対応する資機材の整備) 【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、消防及び警察において化学物質による特殊災害（N B C災害）に対応する資機材の整備を要望する。

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林振興課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進) 【農林振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

(適切な森林整備の推進) 【農林振興課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林振興課】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進する。

(中山間地域の振興) 【農林振興課・企画観光課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。
- 取り組みが未実施の集落、国の事業に該当しない集落へは町単独の制度の周知を行い適正な保全活動ができるように推進する。

(7-6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 近隣市町村や県内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(仮置場の選定) 【保健福祉課】

- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに本町における仮置場候補地の選定を行う。

(関係団体等との連携) 【保健福祉課】

- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他都道府県及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

(8-2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設業における復旧・復興の担い手確保・育成) 【建設水道課・企画観光課】

- 大規模災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進める。

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化) 【建設水道課】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

(学校における人材の育成) 【教育課】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。

- 大規模災害時、市町村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を行う。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・税務町民課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災建築物等の迅速な把握) 【総務課・建設水道課】（再掲）

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【教育課】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

（8－3）被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・税務町民課】（再掲）

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【総務課・建設水道課】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、住民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

(地籍データの適切な管理) 【税務町民課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業結果をもとに、地籍管理システム業務契約会社等の協力を得て、土地境界等を明確にする。

(地震保険加入率の向上) 【総務課】

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、町民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

(災害ボランティアとの連携) 【保健福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、市町村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を推進する。

(相談体制の整備) 【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を促進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進) 【総務課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携強化や組織の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化) 【総務課】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携) 【教育課】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持) 【企画観光課・保健福祉課・総務課・教育課】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体と

なって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員、資機材の整備推進) 【総務課】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、県内市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を推進する。

(8-5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、町内を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備) 【企画観光課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、国や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめ、耐災性の強化に向けた取組みを進めるとともに、くま川鉄道が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取組む。

(災害時の交通安全対策) 【総務課】

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、交通安全教育の推進を図る。

(地籍データの適切な管理) 【税務町民課】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業結果をもとに、地籍管理システム業務契約会社等の協力を得て、土地境界等を明確にする。

(8－6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設水道課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、地震・洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する減災対策を推進する。

・計画の推進

本計画は、今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情報等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靭化施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

【別紙】 脆弱性評価結果

1－1 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設水道課】

- 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を推進する必要がある。

(宅地の耐震化) 【建設水道課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設水道課】

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、耐震性の低いガス管やガス容器の破損等により、火災や爆発が発生するおそれがあるため、ガス管の耐震化やガス漏れ防止策等を進める必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避

難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承) 【総務課・教育課】

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(交通施設の耐災性の強化) 【企画観光課】

- 大規模災害時、鉄道の交通施設の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

1－2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)

【総務課・建設水道課・教育課・企画観光課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を推進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止)

【総務課・建設水道課・企画観光課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を推進するとともに、防火対策を進める必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承) 【総務課・教育課】(再掲)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

1－3 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【総務課・建設水道課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設水道課】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難勧告等の適切な発令) 【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難勧告が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態

（山地・土砂災害対策の推進）【総務課・建設水道課・農林振興課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

（避難勧告等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、本町において避難勧告が適切に発令される必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（要支援者対策の推進）【保健福祉課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【企画観光課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務課】

- 大規模災害時、町から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育課】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】（再掲）

- 大雨・台風等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(家庭や事業所における備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(本町での備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、本町において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(水道施設の耐震化等) 【建設水道課】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(医薬品・医療機器等の確保対策) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

2－2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備) 【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【保健福祉課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・保健福祉課】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(災害時の活動拠点等の整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

2－3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する市町村と連携した取組み) 【総務課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、関係機関と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【農林振興課・建設水道課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

2－4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備推進) 【総務課】

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るために、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

2－5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(活動に必要な燃料の供給) 【総務課】

- 大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-6 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画観光課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(災害時の医療体制の整備) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、平時から災害時の医療体制を整備する必要がある。

(医療救護活動の体制整備) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

(実働機関のヘリコプターの活用) 【総務課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実働機関のヘリの効率的な運用が必要である。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

2－8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【保健福祉課】(再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防) 【保健福祉課】(再掲)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(生活用水の確保) 【総務課・建設水道課】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(下水道B C Pの充実) 【建設水道課】

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

3－1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

3－2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【教育課】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務課】

- 大規模災害時、本町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・支援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

3－3 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。
- 防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対応に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要がある。

4－1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4－2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

4－3 テレビ・ラジオ放送の中止等により情報が伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、県と国・市町村等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(事業者におけるB C P策定促進) 【企画観光課】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【企画観光課】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繩りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【総務課・建設水道課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5－2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(国及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、道路及び物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

5－3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農林振興課】

- 地震や豪雨により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農林振興課】

- 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農林振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、本町で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(共済加入の促進) 【農林振興課】

- 風水害などにより、農作物などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5－4 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

(事業者におけるB C P策定促進) 【企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な町内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、町内事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進する必要がある。

5－5 食料等の安定供給の停滞

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の活動拠点等の整備) 【建設水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

6－1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備) や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

6－2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【建設水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水体制の整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【総務課・建設水道課・保健福祉課・教育課】 (再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(上水道BCPの策定) 【建設水道課】

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【建設水道課】

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等) 【建設水道課】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道B C Pの充実) 【建設水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【総務課・企画観光課】

- 大規模災害時、町内で帰宅困難者の大量発生が懸念されることから、事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設水道課・農林振興課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6－5 異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【建設水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【総務課・建設水道課】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

7－1 町内での大規模火災の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課】 (再掲)

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、救助・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備推進) 【総務課】 (再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るために、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7－2 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設水道課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

7－3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農林振興課】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【建設水道課】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(アスベスト対策) 【保健福祉課】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

(N B C災害に対応する資機材の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、化学物質等による特殊災害（N B C災害）への対応体制を整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林振興課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【農林振興課】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【農林振興課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林振興課・建設水道課】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興) 【農林振興課・企画観光課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を見る必要がある。

7－6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課・企画観光課】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築) 【保健福祉課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8－2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路等の復旧・復興を担う人材の確保) 【建設水道課・企画観光課】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(学校における人材の育成) 【教育課】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(災害ボランティアとの連携) 【保健福祉課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・税務町民課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設水道課】(再掲)

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【教育課】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。
- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8－3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【総務課・税務町民課】(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【総務課・建設水道課】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

(地籍管理システムの適切な管理) 【税務町民課】

- 地籍調査事業は完了済みだが、最新データの更新を図る必要がある。

(地震保険加入率の向上) 【総務課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、町民の地震保険加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携) 【保健福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備) 【総務課・保健福祉課】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、町民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【企画観光課】 (再掲)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繩りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8－4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域における共助の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携) 【教育課】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【企画観光課・保健福祉課・総務課・教育課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務課】(再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8－5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、町内を結ぶ道路網の確保が必要である。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備) 【企画観光課】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。

(災害時の交通安全対策) 【総務課】

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

(地籍管理システムの適切な管理) 【税務町民課】(再掲)

- 地籍調査事業は完了済みだが、最新データの更新を図る必要がある。

8－6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設水道課】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

湯前町国土強靭化地域計画

(別冊)

強靭化推進方針に基づく取組一覧

令和2年(2020年)3月末現在

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
耐震改修等に補助金を交付及び町民への啓発	安心して住み続けられる住まいの確保のため、耐震改修等に補助金を交付する。また、住宅耐震改修に対する町民への啓発を進める。 ・湯前町戸建て木造住宅耐震改修等事業		建設水道課
町民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進	町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート及び防災情報共有システムを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。また、町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3	総務課 建設水道課
デジタルアーカイブの充実	大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため災害関連資料を収集・整理・保存を行う。また、収集・公開したデータを使用した防災啓発映像を作成し、公開するなど、防災教育への利活用を促進する。	1-1、1-2	総務課 教育課
既存ブロック塀の撤去に関する補助制度の整備に向けた市町村への支援	地震発生時の人的事故防止や避難経路確保のため、危険なブロック塀等の撤去に関する補助をする。 ・湯前町危険ブロック塀等耐震化支援事業		建設水道課
既存公営住宅等の安全性の確保	災害発生時の既存公営住宅等の安全性確保のため、外壁改修等の取組を推進する。 ・湯前町公営住宅改修事業		建設水道課

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
庁舎等の公共建築物の非構造部材を含めた耐震化の推進	庁舎等の倒壊を防止するため、吊り天井等の非構造部材を含めた公共建築物の耐震化を促進する。 ・学校施設環境改善交付金		総務課 建設水道課 教育課 企画観光課
特別養護老人ホーム等における倒壊の危険性があるブロック塀の改修	施設の利用者及び地域住民等の安全を確保するため、倒壊の危険性があるブロック塀の改修に必要な費用を補助する。		保健福祉課
軽費老人ホーム等におけるスプリンクラー設置の推進	火災による人的被害の拡大を防ぐため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラーの設置が必要となった軽費老人ホーム等に対する、市町村の補助手続きを支援する。		保健福祉課
町民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進	1-1参照	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3	総務課
デジタルアーカイブの充実	1-1参照	1-1、1-2	総務課 教育課

(1-3) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
町管理河川の河道改修等	風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を進める。 都川 牧良川 大谷川 ユルメギ川 火の谷川 夜狩内川 宮の谷川 沓川 竹の谷川 横谷川 蓑谷川	1-3、8-6	建設水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
町管理河川の河道掘削	洪水発生時等の水位上昇に備え、流下能力を確保するための河道掘削を進める。 都川 牧良川 大谷川 ユルメギ川 火の谷川 夜狩内川 宮の谷川 沓川 竹の谷川 横谷川 蓑谷川	1-3、8-6	建設水道課
洪水浸水想定区域図の作成	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域図を早期に作成する。		総務課 建設水道課
河川カメラ・水位計の設置	住民避難のための河川情報を提供するため、河川監視カメラ及び水位計を設置する。		建設水道課
道路網の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 町道上里古城線 町道新村線 町道二本柿中央線 町道潮線 町道浜川中猪線 町道松原上車線	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、橋梁の計画的な補修を実施する。 下町橋 中牧良橋 深田線橋 瀬戸口橋 梅木橋 湯前町橋梁補修事業	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、トンネルの計画的な補修を実施する。 永岡トンネル	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、カラーブラッピングや防護柵設置等による歩道等(自転車通行空間含む)の整備を行う。 町道上里古城線 町道新村線 町道松原線 町道下里里坊線 湯前町通学路対策事業	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
舗装の強化	災害発生時の円滑な避難や救急救援活動等の支障とならないよう、緊急輸送道路における舗装構成の計画的な改善を図る。 町道浜川中猪線 町道松原上車線 町道向田上辻線 町道上溝側線 湯前町舗装修繕事業	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
市民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進	1-1参考	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3	総務課

(1-4) 土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度に脆弱性が高まる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
治山事業等の推進	山地災害による人的被害等を防ぐため、治山事業、保安林整備事業を実施する。	1-4、2-3、7-5	農林振興課
土砂災害警戒情報の提供のための情報基盤整備	住民に土砂災害警戒区域等を周知するとともに、土砂災害警戒情報の運用に必要な雨量局について、無線規格に対応した機器への更新等を行う。	1-4、2-3、7-5	建設水道課
土砂災害警戒区域等の指定及び周知	土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域等に指定し、住民の警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特別警戒区域については、住宅等の新規立地抑制、特定開発行為の制限等のソフト対策を講じる。	1-4、2-3、7-5	建設水道課
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進	住民に土砂災害警戒区域等を周知するとともに、土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。 ・湯前町土砂災害危険住宅移転促進事業	1-4、2-3、7-5	建設水道課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進	1-1参考	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3	総務課

(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組み等	取組みの内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進	1-1参考	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3	総務課
災害時における通信体制の強化	防災拠点施設等に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結するとともに、設置機器の固定や鉄塔の補強など通信設備の再整備に取り組む。	1-5、4-1、4-3	総務課

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
本町での備蓄の推進	多数の被災者に対し、食料等の物資供給を迅速に行われるよう、食料や飲料水などの必要な備蓄量を確保する。 備蓄目標 200人×3食×4日分=2,400食(5年更新)	2-1、5-7	総務課
水道施設の耐震化等の促進	市町村に対してアセットマネジメント等を活用した施設の中長期的な更新計画策定をするとともに、国庫補助を活用した水道施設の耐震化をする。 ・湯前町水道管路緊急改善事業	2-1、6-2	建設水道課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、5-9、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(2-2)避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
高齢者の生活不活発病予防のための災害時のリハビリテーション体制の整備	地域リハビリテーション広域支援センター及び地域密着リハビリテーションセンターの業務に災害時の高齢者等の生活不活発病予防等を行う災害リハビリテーション活動への協力を位置付ける。	2-2、2-8	保健福祉課
熊本DCATの災害時の体制整備、研修や実践訓練	避難所等において、熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)が迅速かつ適切に活動できるよう、実際の活動を想定した訓練の導入など隊員研修の充実に取り組む。		保健福祉課

(2-3)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	大規模災害時の農産物等の出荷等の確保や災害時の迂回路とするため、農道の計画的な整備及び農道橋の耐震化などの維持更新に取り組む。	2-3、5-5、6-4	農林振興課
林道の整備促進	孤立集落発生防止に向け、計画的に林道を整備する。	2-3、5-5、6-4、7-5	農林振興課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
地域の住民相互による支え合い活動の推進	災害時における地域の共助体制を強化するため、研修会の開催等により地域福祉に対する住民理解を深めるとともに、関係団体の取組みを支援する。	2-3、8-4	保健福祉課
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動にかかる支援	地域での話し合いにより、地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組みを実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定する。	2-3、8-4	農林振興課
治山事業等の推進	1-4参照	1-4、2-3、7-5	農林振興課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
土砂災害警戒情報の提供のための情報基盤整備	1-4参照	1-4、2-3、7-5	建設水道課
土砂災害警戒区域等の指定及び周知	1-4参照	1-4、2-3、7-5	建設水道課
農業用排水施設の計画的な更新	浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場をはじめとする農業用排水施設の計画的な更新を実施する。 突発・緊急的な農業用排水路等の補修対応等		農林振興課

(2-4)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
消防防災施設の耐震化	耐震性貯槽等の整備や消防詰所の建替を促進する。 防火水槽新設(3基) 防火水槽更新(6基) 詰所更新(3箇所)		総務課
消防資機材の整備	被災時の救助活動等に迅速に対応するため、消防団におけるポンプ等の更新や救助資機材等の整備を推進及び促進する。 小型ポンプ更新(7台) ポンプ積載車更新(11台) ポンプ車(1台)	2-4、5-3、7-1、8-4	総務課
消防団への加入促進	地域の防災力強化を図るため、その中核となる消防団員について、近隣市町村や県消防協会と連携し、団員の確保に取り組む。 条例定数(290名)	2-4、7-1、8-4	総務課
熊本DMAT整備のため、専門的研修や訓練への参加促進	急性期における救命救急活動を行うDMATを整備するため、厚生労働省DMAT事務局が実施する研修や訓練への参加促進を図る。	2-4、2-7	保健福祉課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3、1-4、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-6、5-9、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(2-5)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
医療機関における非常用電源や受水槽等の施設整備	災害拠点病院をはじめとする医療機関が、ライフライン途絶時においても医療提供ができるよう、国の補助制度等を活用し、非常用電源や受水槽等の整備を促進する。	2-5、2-7	保健福祉課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
特別養護老人ホーム等への非常用自家発電設備の整備促進	災害による停電時に医療的配慮が必要な利用者の安全の確保を図るため、特別養護老人ホーム等への非常用自家発電設備の整備に要する費用を補助する。		保健福祉課

(2-7) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組み等	取組みの内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
医療施設における耐震化の促進	未耐震、耐震不明の病院に対して、国の医療提供体制施設整備交付金等の補助制度を活用した耐震化の取組みを促進する。		保健福祉課
医療機関における非常用電源や受水槽等の施設整備	2-5参照	2-5、2-7	保健福祉課
熊本DMAT整備のため、専門的研修や訓練への参加促進	2-4参照	2-4、2-7	保健福祉課
熊本DPATチーム派遣のための体制整備	大規模災害等が発生した際に、被災地域等に熊本DPATチームを速やかに派遣し、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行えるよう、国等が実施する研修や訓練への参加、派遣を想定した研修を実施するなどにより体制の強化を図る。		保健福祉課
ヘリコプター離着陸場所の確保等	大規模災害時において、ドクターヘリ等が機動的かつ継続的に活動できるよう、消防機関等と連携して場外離着陸場の確保等を図る。		総務課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(2-8) 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

計画の推進のために必要な取組み等	取組みの内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
高齢者の生活不活発病予防のための災害時のリハビリテーション体制の整備	2-2参照	2-2、2-8	保健福祉課

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する

(3-1)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
交通安全施設の耐震性の強化	大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を熊本県警に要望する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を熊本県警と連携して行う。	3-1、7-2	総務課

(3-2)行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
防災拠点等の耐震化	災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎や町民が集結する指定避難所について、耐震化(非構造部材を含む)を推進する。 指定避難所の耐震化(吊り天井などの非構造部材を含む)	3-2、3-3	総務課
防災拠点と位置付けられた公共施設の耐震化	防災拠点と位置付けられた町有施設について、国の交付金等を活用し、耐震化を推進する。	3-2、3-3	総務課
庁舎における非常用電源設備の整備	本庁舎において停電時でも外部からの補給なしで72時間以上の連続運転が可能となるよう、非常用電源設備の改修や燃料タンクの増設などに取り組む。また、重要施設に対する優先的な燃料供給について関係団体と協定を締結する。	3-2、3-3、4-1	総務課

(3-3)広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
市町村の防災拠点等の耐震化	3-2参照	3-2、3-3	総務課
防災拠点等の耐震化	3-2参照	3-2、3-3	総務課
庁舎における非常用電源設備の整備	3-2参照	3-2、3-3、4-1	総務課
防災拠点の多重化・分散化	広域防災拠点に関して、民間施設の利用を含めて検討し、複数化・分散化を進め、関係機関と共有する。また、各市町村の防災拠点の相互利用に向けて協議を行う。		総務課

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
庁舎における非常用電源設備の整備	3-2参照	3-2、3-3、4-1	総務課
災害時における通信体制の強化	1-5参照	1-5、4-1、4-3	総務課
通信機器の定期点検及び操作訓練の実施	災害時に確実に通信機能を確保できるよう、定期的に衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の通信機器を整備・点検するとともに、その操作習熟のための通信訓練を実施する。	4-1、4-3	総務課

(4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(4-3)テレビ・ラジオ放送の中止等により情報が伝達できない事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
市民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたJアラート・Lアラートの活用促進	1-1参照	1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、4-3	総務課
災害時における通信体制の強化	1-5参照	1-5、4-1、4-3	総務課
通信機器の定期点検及び操作訓練の実施	4-1参照	4-1、4-3	総務課

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
町内事業者に対するBCP策定支援や実効性向上のための支援	大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画(BCP)策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。	5-1、5-8、6-1、6-4	企画観光課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
消防資機材の整備	2-4参照	2-4、5-3、7-1、8-4	総務課

(5-4) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
自然災害に対応した農地や農業用排水施設の整備及び維持・更新	地震や豪雨等に伴う農地や農業施設の被害の防止又は軽減を図るために、老朽化した排水機場やため池の更新等の計画的な整備を行う。 第二蓑谷地区(取水施設1式) 幸野溝地区(用水路2.5km) 植木地区用水路改修 深田地区排水路改修 上溝地区用水路改修 中溝地区用水路改修 西部地区用排水路改修 松下地区用水路改修 大谷ため池 潮地区ため池 辻地区ため池 2-3「農業用排水施設の計画的な更新」の同箇所		農林振興課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農作物の集出荷施設等に係る再編・広域利用の推進	大規模災害時における農作物等の出荷を確保するため、集出荷施設の広域化、効率化に向けた再編整備を進める。		農林振興課
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	2-3参照	2-3、5-5、6-4	農林振興課
林道の整備促進	2-3参照	2-3、5-5、6-4、7-6	農林振興課
耐候性強化型ハウスの導入推進	大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。 耐候性強化型ハウスの導入		農林振興課
農業共済の促進	農業の安定を図るため、新たに開始された収入保険制度も含め、熊本県農業共済組合への加入の指導・支援並びに周知活動を実施する。	5-5、7-7	農林振興課
既存ハウスの補強や保守管理等の対策推進	災害時の被害軽減を図るため、十分な耐候性がなく対策が必要な既存ハウスについて、補強や保守管理等の対策を推進する。 既存ハウスの補強等実施面積		農林振興課

(5-5)基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	2-3参照	2-3、5-5、6-4	農林振興課
林道の整備促進	2-3参照	2-3、5-5、6-4、7-5	農林振興課
農業共済加入の促進	農業の安定を図るため、新たに開始された収入保険制度も含め、熊本県農業共済組合への加入の指導・支援並びに周知活動を実施する。	5-5、7-6	農林振興課
鉄道の安全運行確保及び被災した鉄道の早期復旧支援	鉄道事業者(くま川鉄道)が安全運行確保のために実施する施設整備を支援するとともに、復旧費補助や代替バス等に対する支援を行う。	5-6、8-5	企画観光課

(5-6)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
県内事業者に対するBCP策定支援や実効性向上のための支援	5-1参照	5-1、5-8、6-1、6-4	企画観光課

(5-7)食料等の安定供給の停滞

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
本町での備蓄の推進	2-1参照	2-1、5-7	総務課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(5-8)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
町内事業者に対するBCP策定支援や実効性向上のための支援	5-1参照	5-1、5-8、6-1、6-4	企画観光課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1)電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
町内事業者に対するBCP策定支援や実効性向上のための支援	5-1参照	5-1、5-8、6-1、6-4	企画観光課

(6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
水道施設の耐震化等の促進	2-1参照	2-1、6-2	建設水道課

(6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
下水道施設の耐震化	災害時における施設の機能維持のため、下水道施設の耐震化に取り組む。 【耐震化】 湯前町特定環境保全公共下水道(湯前処理区)		建設水道課
市町村におけるマンホールトイレの設置推進	災害時における避難所等でのトイレの使用機能を迅速に確保するため、下水道BCP連絡協議会等で震災対応への知見の共有を図ることにより、市町村におけるマンホールトイレの設置を推進する。		建設水道課
合併処理浄化槽の整備の推進	汚水処理機能の長期停止を防止するため、浄化槽を設置する者に補助を行う市町村に対し、国費助成と併せ県費補助を行い、単独処理浄化槽等からの転換を推進する。		建設水道課

(6-4)地域交通ネットワークが分断する事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
町内事業者に対するBCP策定支援や実効性向上のための支援	5-1参照	5-1、5-8、6-1、6-4	企画観光課
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	2-3参照	2-3、5-5、6-4	農林振興課
林道の整備促進	2-3参照	2-3、5-5、6-4、7-5	農林振興課
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1)市街地での大規模火災の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
消防資機材の整備	2-4参照	2-4、5-3、7-1、8-4	総務課
消防団への加入促進	2-4参照	2-4、7-1、8-4	総務課

(7-2)沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
交通安全施設の耐災性の強化	3-1参照	3-1、7-2	総務課

(7-3)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農業用ため池の計画的な改修	農業用ため池の二次災害を防止するため、必要な更新整備を行う。 第二蓑谷地区(取水施設1式) 大谷ため池 潮ため池 辻ため池		農林振興課
防災重点ため池の適正な維持管理対策の推進	ため池の適正な維持管理による二次災害の防止のため、防災重点ため池における町内3箇所(大谷ため池はH27年度済)のハザードマップを作成する。		農林振興課

(7-4)有害物質の大規模拡散・流出

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
特殊災害に対応する資機材の整備	消防本部における、核、生物、化学物質による特殊災害(NBC災害)に対応する資機材の整備を要望する。		総務課

(7-5)農地・森林等の荒廃による被害の拡大

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農業生産基盤の整備による生産活動の維持	農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、用排水路改修や、区画整理などの農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持する。		農林振興課
	上溝地区(用水路改修4km) 中溝地区(用水路改修3km) 急傾斜地や点在する農用地の基盤整備等		
区画整理や農道等の農業基盤の計画的な整備	農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、区画整理や用排水施設、農道等の農業基盤の整備を計画的に行う。		農林振興課
野生鳥獣による農作物への被害対策	鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、有害鳥獣の農地への侵入を防ぐ防護柵導入等を推進する。		農林振興課
森林の多面的機能を確保するための適切な森林整備	台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。		農林振興課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
林道の整備促進	2-3参照	2-3、5-5、6-4、7-5	農林振興課
治山事業等の推進	1-4参照	1-4、2-3、7-5	農林振興課
土砂災害警戒情報の提供のための情報基盤整備	1-4参照	1-4、2-3、7-5	建設水道課
土砂災害警戒区域等の指定及び周知	1-4参照	1-4、2-3、7-5	建設水道課
多面的機能を活用した中山間地域の魅力発信	農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防止するため、中山間地域の多面的機能の維持・活性化を図る。		農林振興課 企画観光課

(7-6)火山噴火による地域社会への甚大な影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
農業共済加入の促進	5-5参照	5-5、7-6	農林振興課
学校施設の被害状況の把握体制の確保及び防塵対策、空調設備の整備	火山噴火等の災害被害発生時における被害状況の把握体制を整えるとともに、降灰状況等を踏まえ、必要な防塵対策や空調設備等の整備を推進する。		教育課
降灰防止施設等の整備	降灰による農業被害を防止するための被覆施設等の整備に取り組む。 被覆施設の導入 (防災営農施設整備計画の対象市町村)		農林振興課

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
地域の住民相互による支え合い活動の推進	2-3参照	2-3、8-4	保健福祉課
農業・農村の有する多面的機能の維持・發揮を図るための共同活動にかかる支援	2-3参照	2-3、8-4	農林振興課
消防団への加入促進	2-4参照	2-4、7-1、8-4	総務課
消防資機材の整備	2-4参照	2-4、5-3、7-1、8-4	総務課

(8-5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
道路網の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
橋梁補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
トンネル補修	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3、2-1、2-3、2-4、2-5、2-7、4-2、5-1、5-2、5-5、5-7、6-4、8-5	建設水道課

(8-6) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	部局名
町管理河川の河道改修等	1-3参照	1-3、8-6	建設水道課
町管理河川の河道掘削	1-3参照	1-3、8-6	建設水道課